

3 酒税法における酒類の分類及び定義

種 類		内 訳（酒税法第3条第3号から第6号まで）
酒 類 （アルコール分1度以上の飲料） （酒税法第2条）	発泡性酒類	ビール、発泡酒、その他の発泡性酒類（ビール及び発泡酒以外の酒類のうちアルコール分が11度未満（※）で発泡性を有するもの） （※）令和8年9月30日までは10度未満
	醸造酒類(注)	清酒、果実酒、その他の醸造酒
	蒸留酒類(注)	連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、ウイスキー、ブランデー、原料用アルコール、スピリッツ
	混成酒類(注)	合成清酒、みりん、甘味果実酒、リキュール、粉末酒、雑酒

（注） その他の発泡性酒類に該当するものは除かれます。

品 目	定 義 の 概 要（酒税法第3条第7号から第23号まで）
清酒	* 米、米こうじ及び水を原料として発酵させてこしたものの（アルコール分が22度未満のもの） * 米、米こうじ、水及び清酒かすその他政令で定める物品を原料として発酵させてこしたものの（アルコール分が22度未満のもの）
合成清酒	* アルコール、焼酎又は清酒とぶどう糖その他政令で定める物品を原料として製造した酒類で、その香味、色沢その他の性状が清酒に類似するもの（アルコール分が16度未満でエキス分が5度以上等のもの）
連続式蒸留焼酎	* アルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留したもの（アルコール分が36度未満のもの）
単式蒸留焼酎	* アルコール含有物を連続式蒸留機以外の蒸留機により蒸留したもの（アルコール分が45度以下のもの）
みりん	* 米、米こうじに焼酎又はアルコールを加えてこしたものの（アルコール分が15度未満でエキス分が40度以上等のもの）
ビール	* 麦芽、ホップ及び水を原料として発酵させたものの（アルコール分が20度未満のもの） * 麦芽、ホップ、水及び麦その他の政令で定める物品を原料として発酵させたもので、下記の条件を満たすもの（アルコール分が20度未満のもの） * 上記に掲げるビールにホップ又は政令で定める物品を加えて発酵させたもので、下記の条件を満たすもの（アルコール分が20度未満のもの） （条件） 麦芽比率が100分の50以上であること並びに使用した果実（乾燥したもの、煮詰めたもの又は濃縮した果汁を含む。）及び一定の香味料の重量が麦芽の重量の100分の5を超えない（使用していないものを含む。）こと
果実酒	* 果実を原料として発酵させたものの（アルコール分が20度未満のもの） * 果実に糖類を加えて発酵させたもの（アルコール分が15度未満のもの） * 上記に掲げる果実酒にオーク（チップ状又は小片状のもの）を浸してその成分を浸出させたもの
甘味果実酒	* 果実酒に糖類又はブランデー等を混和したもの
ウイスキー	* 発芽させた穀類及び水を原料として糖化させて発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの
ブランデー	* 果実若しくは果実及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの * 果実酒にオーク（チップ状又は小片状のもの）を浸してその成分を浸出させたものを蒸留したもの
原料用アルコール	* アルコール含有物を蒸留したもの（アルコール分が45度を超えるもの）
発泡酒	* 麦芽又は麦を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの（アルコール分が20度未満のもの） * ホップ又は苦味料を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの（アルコール分が20度未満のもの） * 香味、色沢その他の性状がビールに類似する酒類で発泡性を有するもの（アルコール分が20度未満のもの）
その他の醸造酒	* 穀類、糖類等を原料として発酵させたもの（アルコール分が20度未満でエキス分が2度以上のもの）
スピリッツ	* 上記のいずれにも該当しない酒類でエキス分が2度未満のもの
リキュール	* 酒類と糖類等を原料とした酒類でエキス分が2度以上のもの
粉末酒	* 溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のもの
雑酒	* 上記のいずれにも該当しない酒類